

「カディス憲法の《ネーション》再考——シャウダロ憲法試案との対比において」

立石博高

本報告では、1812年3月に発布された、スペイン最初の自由主義憲法とされるカディス憲法によって提示された政体、国民概念、政治参加システム、領域概念などを1832年に著されたラモン・シャウダロによる憲法試案と対比し、それらの歴史的意味と位置づけの再検討を試みた。

これまでカディス憲法については、「普通選挙、人民主権、国民代表的政体の一体性」を謳いあげたというように（Eiras Roel 1961）、近代的憲法としての性格が強く主張されてきた。19世紀にスペインが国民国家としての近代化で遅れをとったとすれば、それはカディス憲法への反動の動きを押さえることができなかったためであった。一方、憲法試案を発表したシャウダロは、「1812年憲法には最良の共和政統治の利点が見出される」と述べて、カディス憲法を共和政への導きの糸として高く評価した（1836年11月の記事）。そして彼の試案は、「連邦共和制度に基づいた憲法案」（Ollé Romeu 1991）としてその先駆性が注目されているのである。

しかしながら、カディス憲法であれシャウダロ憲法試案であれ、19世紀前半の自由主義的動きについてのこうした高い評価は、現代的関心を過去に投影し、歴史のあるべき帰結とされるものの出発点を過去のある時点（できるだけ早い時点）に求めるという歴史発展段階論的な態度に起因していたのではないと思われる。そこには、過去のある時代の出来事が同時代の歴史的状況から切り離されてしまうというアナクロニズム的危険が内包されている。それは、フランコ時代の公式歴史学を鋭く批判したピエール・ヴィラルールにも見られる遡及的歴史学の態度である。

したがって、あらためてカディス憲法やシャウダロ憲法試案を、同時代的な文脈の中に再設定し、その歴史的な意義と限界をみるという作業が必要であると考えられる。そして、こうした視点に立って史料を丹念に読み直してみると、これら二つの近代的とされた試みのもつ「前近代的」な性格が浮かび上がってくる。

カディス憲法についてみると、国民主権と三権分立、身分制の否定と法の前の平等といったさまざまな近代的性格にもかかわらず、カトリックを国教としその他の信仰を禁ずるという不寛容な性格をもち（同憲法第12条）、三段階の代議員選出選挙のプロセス自体にカトリック是認の行動原理が纏わりついていた（同第47、48、71、72、86、87、117条）。その「国民」の定義は、「両半球のすべてのスペイン人の集合」というもので、ややもするとスペイン領アメリカに対して植民地主義ではなく対等の原理に基づいていたと高く評価される。だが実は、黒人奴隷を国民から排除していただけではなく、植民地の解放奴隷や黒人との混血の人びと（カスタス）の政治参加を拒んで「市民」から排除するという巧みなかたちで、本国優位の原理が貫かれていたのであった。カディス憲法は、スペイン「国民国家」の幕開けを告げるとされてきたが、実際は、宗主国たるスペイン（＝イベリア半島のスペイン）によるスペイン王国（モナルキア・イスパニカ）という海外領土の保全を出発点としたために、きわめて矛盾に満ちた法体系であったのである（このことについては、拙稿「カディス憲法とスペイン王国」、2009年、を参照）。

また、カディス憲法は、本国領土の「領域区分」も、アンシャン・レジームを引きずる曖昧な原理によって行なおうとした。ナポレオン軍占領下という状況のなかで実際には着手されなかったが、構想そのものが、フランス革命時の中央集権的理念に基づく県（デパルトマン）区分とはかけ離れていた。すなわち、面積・人口・山河などの地理を大きな基準とすると謳いながらも、アンシャン・レジームの諸国の歴史的境界は尊重せざるを得なかったのである。

これに対して、1820年代にフランスへの亡命を余儀なくされて、1832年に「憲法綱領」という

憲法試案をフランスのリモージュで出版したシャウダロは、カディス憲法を評価すると言いながら、三つの点で大きくその原理を否定した。一つには、王政に代って共和政を望ましい政体として打ち出した点である。二つには、カトリック国教を否定して、宗教的自由を謳っていることである。そして三つには、フランスの県区分に倣って人為的な領域区分を提唱していることである。

しかしながら、国会代議員選出に関する規定を見ると、特異性が浮かび上がってくる。シャウダロは、自治体、郡、県とそれぞれのレベルでの間接選挙を提唱するが、選挙人選挙の資格は「財産所有者」のみに限定されており、高いレベルになるほどその資格要件は強まっている。共和主義者を標榜するシャウダロは、「無産者」は自らの原理に基づいて投票を行なうことができないので、「公的事がら」に携わるのは投票行動を買収によって左右されない「特権市民階層」に限るべきだと言うのである。

以上、我われは、カディス憲法にせよ、シャウダロ憲法試案にせよ、のちの自由主義や民主主義、あるいは共和主義の概念とは大きく異なる主張が、それぞれに内包されていることに気づくのである。あらためて同時代史料に立ち戻りつつ、この時代の国家像と国民像をめぐるさまざまな可能性を見ていくことが必要である。

※本報告のプレゼン資料および配布資料（参考文献リストを含む）は、私のHP内に掲載しましたので、関心のある方はご覧ください。<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/hirotate/2009.htm>